

歯科健診（東海 4 県以外）補助金支給申請書

【補助内容】

東海 4 県（愛知・岐阜・三重・静岡）以外の地域に所在する歯科医院において、一般的な標準歯科健診を受診した場合、年度内 1 回、健診費用のうち上限 3,300 円までを補助します。

※補助の対象は一般的な標準歯科健診です。特殊業務従事者用の歯科健診や清掃、歯石除去、ブラッシング、フッ素塗布などは補助の対象外です。

健診結果に「要精密検査」の診断がある場合は受診して医師の指示に従ってください。精密検査を受診しない場合や治療しない場合は、健診費用を全額負担していただくか、次年度から当補助事業が受けられなくなります。

【対象者】被保険者と 16 歳以上の被扶養者

【補助方法】健診受診後の申請による補助金の還付

健診当日に、健診費用の全額を一旦支払う。健診結果と領収書および健診の内容が分かる明細書の 3 点を受け取る。後日、本補助金申請書に上記 3 点を添付し健保組合へ申請（郵送）する。健保組合が月末締めで受付し、翌月のお給与口座（被保険者）へ補助金を給付（還付）する。

※健診結果がない場合は、受診確認のため、給付（還付）が遅れます。

【申請内容】太枠内を記入、押印（※署名または記名押印）

健康保険	記号		番号	
被保険者証	事業所名		部署名	
被保険者名				
受診者名		印	本人との続柄	
健保記入欄	受付 /	費用 円	健診日 /	支給額 円

【健診結果票、領収書および明細書について】

①記載が必要な内容

- ・受診年月日、受診者の氏名、一般的な標準歯科健診の費用だと内容の分かる但書き
- ・健診結果票はコピー可

②注意事項

- ・健診結果票、領収書（原本）はお返しできません。
- ・健診後 2 ヶ月以内に申請してください。

【個人情報の取り扱い】

- ◆お預かりした個人情報は、当組合の個人情報保護管理規程に従って厳重に保管・管理し、会社との保健事業実施において共有します。
- ◆健診結果について健保組合から受診者に対してお手紙をする場合があります。

【お問合せ先】〒456-0032

名古屋市熱田区三本松町 18-1 名鉄神宮前駅 東口ビル 4 階

名古屋鉄道健康保険組合 保健事業担当 (TEL)052-626-5333 (鉄電)92-6481